

なんと！受講料が 最高2分の1になります

(但し4万円限度)



石狩商工会議所人材育成助成金交付制度は、研修機会の増進を図り多くの有為な
人材を育成し、市内商工業者の**経営体質強化、経営安定、活性化**に
寄与することを目的としています。

●対象となる研修●

中小企業基盤整備機構の中小企業大学校
等公的機関及び㈱日立建機教習センタ
北海道教習所(石狩会場)が実施する研修

●助成対象経費●

研修にかかる受講料、教本費、旅費およ
び宿泊費（宿泊費は中小企業大学校付属
寮に入寮の場合のみ）

●助成率および助成限度額●

助成対象経費の2分の1以内、1年間に
1会員事業所が受けられる助成金の限度
額は4万円です。

●助成金の申請●

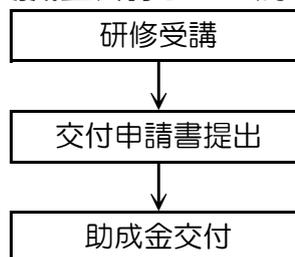
研修終了後1か月以内に、石狩商工会議
所人材育成助成金交付申請書に次の書類
を添付して事務局まで申請ください。

- ①研修案内等研修内容のわかるものの写し
- ②修了証書の写し
- ③受講料、教材費の領収証の写し
- ④旅費・宿泊費の清算書及び領収証の写し
- ⑤その他必要と認める書類

●助成金の交付●

書類内容を審査し適当と認めたときは、
予算の範囲内において、助成金（千円未
満切捨）を交付します。

手続きは簡単！！ 助成金交付までの流れ



人材育成助成金制度を利用した 建設業 S社長談
この制度を利用したので経費を半分におさえることができ
ました。今後も、社員の教育訓練など積極的に行い、この
制度を大いに利用させていただきます。

■お問合せ■

石狩商工会議所 総務課

TEL 72-2111 FAX 72-2577